

伊予市介護保険施設等事故報告事務取扱要綱

令和 8 年 4 月 6 日

伊予市告示第 151 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛媛県が定める介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針及び伊予市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年伊予市告示第 155 号）に規定する事業者（以下「事業者」という。）が提供するサービスにより事故（以下単に「事故」という。）が発生した場合における伊予市への報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象)

第 2 条 報告の対象は、伊予市の介護保険被保険者及び市内に所在する施設又は事業所の利用者（以下「利用者」という。）が事故の当事者である場合とする。

(事故の範囲)

第 2 条 報告すべき事故の範囲は、次の各号に掲げるものとし、事業者の過失の有無にかかわらず、利用者の自己過失及び第三者によるものを含むものとする。

- (1) 利用者に対するサービスの提供に伴い発生した次に掲げる負傷事故
 - ア 医師の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの
 - イ 医師の診断や治療を要しないが、負傷により利用者の家族等から苦情が出ているもの
- (2) 利用者に対するサービスの提供に伴い発生した死亡事故
- (3) 利用者に対するサービスの提供中に所在が不明となり、警察、消防署又はその他の公共機関に捜索願が出されたもの
- (4) 利用者に対するサービスの提供などの業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故
- (5) 食中毒又は感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由が発生したもの
- (6) 職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者の処遇に

影響があるもの

- (7) 震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの
- (8) その他市長が報告を必要と判断したもの

(報告の手順)

第3条 事業者は、事故発生後5日以内に、事故報告書(別記様式)により市長へ第1報を報告するものとする。ただし、内容が網羅されている場合は、別様式による報告で差し支えないものとする。

2 事業者は、事故発生後おおむね2週間以内に、市長へ第2報を報告するものとする。この場合において、第2報は、第1報後の対応、事故の原因分析及び再発防止策等を記入し、最終報告とするものとする。

3 前項にかかわらず、事業者は、事故の処理が長期化する場合は、処理の途中経過について適宜報告を行い、処理が完結した時点で最終報告を行うものとする。

4 事業者は、必要に応じて市から求められた資料を提出するものとする。

5 第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月6日から施行する。